

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案に対する修正

案要綱

- 一 小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止は、行わないものとする。 (第九条関係)
- 二 その他所要の規定を整理するものとする。